

令和2年度八王子市農業委員会第8回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年11月24日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時45分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 米津元一 | 2番 熊澤治彦 |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫 |
| 5番 原島元義 | 6番 有竹満次 |
| 7番 小林裕恵 | 8番 菱山史郎 |
| 9番 坂本真一 | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹 | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正 | 14番 門倉豊 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂 | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 20番 町田裕通 |
| 21番 石川研 | 22番 井上正芳 |

- 5 事務局職員出席者

- | | |
|-----------|---------|
| 事務局長 山崎光嘉 | 課長 須藤文夫 |
| 主査 上原裕之 | 主査 篠原勝久 |
| 主任 萩原健太 | 主任 岩佐達憲 |

令和2年度(2020年度)
八王子市農業委員会 第8回総会 議題

(令和2年11月24日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第8 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第9 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第10 一般社団法人東京都農業会議 令和2年度農業功労者表彰候補者の推薦について

【報告案件】

- 第11 農地の権利取得の届出について
- 第12 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第8回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
10月1日から10月31日までの届出分（12件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
10月1日から10月31日までの届出分（25件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

農業委員

第1のNo.8について転用目的が墓地とありますが、墓地を作る手続は踏んでいるのですか。

事務局

墓地を作る手続に関しては保健所が管轄しています。届出を受けたときは手続のことまでは確認していません。

農業委員

こういった手続も、いつからやり始めるのか、また、完了しているかどうか、事務局でも分かるようにしていただきたいと思っております。

事務局

ご意見として受け賜ります。

議長

他にございませんか。ないようなので、質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。
（2件）

議長 報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

農業委員 番号1について、現況地目で「農地」「非農地」が混在しており、都道府県からの指示事項で「原状回復命令は行わない。」とありますが、農地として判断された場合どのような扱いになるのですか。

事務局 農地として判断した場合は、農地として維持していくことになります。非農地として判断した場合は、東京都に原状回復命令を発するか否かを確認し、原状回復命令は行わないとの回答を得ているので、法務局に回答したところです。

議長 他にございませんか。ないようなので、質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（願出地が農業経営を引き続き行っていること 12件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

議長 質問なしと認め、進行します。

第5「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」について説明。 貸し手について、住所は大谷町、賃借権等を設定する都市農地は大谷町の9筆、計6,295㎡。権利の種類は「使用貸借」、期間は5年間。 借り手について、住所は石川町、現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地の面積は自作地が9,000㎡、借入地が12,000㎡。
--

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員 それでは、ご報告いたします。

11月12日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り手から今後の作付計画等を伺いました。申請地は、貸し手が所有する土地で、傾斜もなく、日当たりが良好な土地でした。大谷町166番1、166番2、171番1、171番2、172番では、ブロッコリーやカリフラワーが、253番1、254番1では、カブ、ニンジン、ブロッコリー、インゲンマメ等が、908番2、914番では、ブロッコリー、キャベツ、ダイコン等が作付けされていました。現在作付けされている農作物は全て温存し、今後も同様に畑に合った物を作付けしていく予定で、収穫した農作物は、「道の駅八王子滝山」や「スーパーさえき」へ出荷していくとのこと。今後については、今までと同様、息子の協力を得ながら経営規模拡大を目指し、農業経営を行っていくとのこと。また、当該地の所有者が、兄弟の助けを借りながら、作付計画等に関与することで、貸主としての従事要件を満たす計画になっています。借り手は、認定農業者として豊富な経験と実績もあるので、安心して見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので進行します。お諮りします。第5については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。
第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」について説明。

貸し手について、住所は高月町、設定する土地は高月町の土地6筆、計1,570㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は1年間。

借り手について、住所は上野町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は3,217㎡。主たる経営作物は野菜、マコモ。農業従事者は4人、農業作業日数は年間240日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、ご報告いたします。11月9日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借り手の農場長から、今後の作付計画等を伺いました。借り手は福祉作業所を運営する法人で、平成30年7月に新規就農者になりました。障害者の就労や障害のある子どもたちへの農作業体験に力を入れています。午前と午後の短時間、極々簡単な農作業をさせていますが、農場長やパートの職員の方々がしっかりと栽培の管理を行っているため、現地はきれいに作付けされていました。収穫した野菜はイーアス高尾に出荷するほか、運営する福祉施設の食材として使われています。また、借り手のスタッフの知り合いのカフェや保育園にも販売をしているそうです。今回は6筆、1,570㎡の利用権設定です。当該地は昨年12月の総会で1年間の貸し借りを決定したもので、ここで期間満了を迎えるため、更新の手続きを行うものです。借り手では、農場長をはじめ、非常にやる気のある多くの若者たちが働いています。行動力もあり、地元の農家との関係も良いようです。高月地区の新規就農者として、これからも頑張りたいと思います。高月町には、農業者の高齢化等が進み、耕作が十分にされていない農地があります。借り手のように、農地を

探している若者がいますので、所有者の理解が得られるよう、引き続き取り組んでいきたいと思えます。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

推進委員 利用権設定している期間中に貸し手が亡くなった場合、市が間に入って再度手続ができるのですか。相続人が貸さないと言った場合はどうなるのですか。

事務局 貸し手に相続が発生したら、相続人と借り手との間で協議するので、市が間に入ることはありません。

推進委員 借り手が農地を返さないと言ったら、その後も使い続けられるのですか。

推進委員 相続したら権利は相続人に引き継ぐはずですが。利用権を解除できない訳ではなくて、お互いの話し合いの中で解除する意向であれば届出を受けることが可能です。解除の意向がなければ、権利関係は継続するので、心配することではないと思えます。

事務局 基本的には、相続される方にも、民法上では権利は継承されます。そこで解約という話が出れば、当事者間で話し合いが成立した場合、合意解約することになります。また、使用貸借か賃貸借かによって解約の手続方法が変わる場合があります。

議長 他にありませんか。ございませぬので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は下恩方町、耕作面積は511.88㎡。相続開始年月日は令和2年3月11日。相続人について、住所は多摩市、

年齢 35 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は下恩方町にある 2 筆、511.88 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成 29 年 4 月 1 日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、担当の推進委員の声の調子が思わしくないため、農業委員のほうで調査報告書を預かっておりますので代読いたします。

農業委員 それでは代読いたします。11 月 11 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする下恩方町 1683 番の一部、1685 番口の一部は地区番号 559 の生産緑地指定を受けている農地です。当該地には、カボス、キウイ、シークワサー等が植栽され、水菜、春菊、ネギ等の露地野菜が作付けされていきました。作付けされていない部分も耕うんされていきました。収穫物は、自家消費や近所に配布しているとのこと。願出者は、平成 29 年頃から家の手伝いで農業に携わるようになり、週末には実家に戻って両親の農作業を手伝いながら農業技術を習得しました。母親が亡くなってからも父親と一緒に農業に従事していました。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今後についても、今までと同様に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 7 については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第 8「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第 8「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は川町、耕作面積は 2,215 m²。相続開始年月日は令和 2 年 3 月 24 日。相続人について、住所は川町、年齢 60 歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は川町にある 2 筆、1,210 m²。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 53 年 4 月 1 日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、ご報告いたします。11 月 6 日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。

納税猶予の適用を受けようとする川町 1 番 1、2 番 1 は地区番号 581 の生産緑地指定を受けている農地です。当該地は一体的に使用されており、サツマイモ等が作付けされ、現在耕うんされている部分は今後ニンニクを作付けする予定とのことでした。畑の作付け品目ですが、今までと同様にエシャロット、ジャガイモ等を作付けしていくとのことでした。収穫物は、道の駅に出荷しています。願出者は、もともと農家の家庭に育ったことから、小さい頃から農業に触れてきました。学校卒業後の昭和 53 年から農業に本格的に従事するようになり、父親が亡くなってからも母親と一緒に農業に従事してきました。今回、母親から相続を受ける農地以外にも農地を所有しており、シイタケや酒米、露地野菜を生産しています。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今後についても、今までと同様に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議 長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、
進行します。お諮りします。第8については、これを証明することに
ご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第
9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にいた
します。事務局より説明願います。

事務局

第9「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」
被相続人について、住所は上壺分方町、耕作面積は2,012㎡。相続
開始年月日は令和2年5月4日。相続人について、住所は上壺分方
町、年齢68歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする
農地は梶田町にある2筆、1,241㎡。相続開始前の農耕従事実績
は有り、農業経営の開始年月日は平成4年4月1日。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いし
たいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは、ご報告いたします。11月11日、事務局と現地を確認する
とともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けよう
とする上壺分方町26番1は地区番号261の生産緑地の指定を受けて
いる農地です。諏訪町420番、421番は地区番号1429の生産緑地の指
定を受けている農地です。上壺分方町26番1はサツマイモ、サトイ
モ、ネギ、タマネギが作付けされており、一部にはカキの果樹が植わ
っていました。諏訪町420番、421番は一体的に使用されており、一
部にサツマイモが作付けされ、その他の部分については耕うんされて
いました。収穫物は、庭先販売する他、サツマイモを幼稚園や学童保
育に、トウモロコシを近所に配っていたとのこと。現在耕うんさ
れている部分は今後ジャガイモ、トウモロコシ、スイカを作付けする
予定とのことでした。願出者は、もともと農家の家庭に育ったことか

ら、小さい頃から農業に触れてきました。父親が亡くなった平成4年から母親とともに農業に従事するようになりました。そのようなことから、農業技術や農業知識に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。今後についても、今までと同様に農業経営を行っていくとのことでした。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので進行します。お諮りします。第9については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定いたしました。第10「一般社団法人東京都農業会議 令和2年度農業功労者表彰候補者の推薦について」を議題にいたします。なお、本件については、本日出席の推進委員の案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。本日出席の推進委員は議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

【推進委員 退室】

議長 事務局より説明願います。

事務局

第10「一般社団法人東京都農業会議 令和2年度農業功労者表彰候補者の推薦について」

候補者について、住所は長房町。推薦理由等を説明。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、この内容で推薦することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

ご異議なしと認めます。したがって、決定しました。

【推進委員 入室】

第 11「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第 11「農地の権利取得の届出について」を報告。（4 件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 12「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
（3 件）

議長

ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 13 番 山 田 正 委 員

第 14 番 門 倉 豊 委 員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 2 年度八王子市農業委員会第 8 回総会を閉会します。

《午後 2 時 45 分閉会》